

新旧対照表（抄）

○ 中央区立公園条例（昭和三十三年六月中央区条例第十四号）

新	旧
（公園施設の建築面積の基準の特例） 第三条の六 法第四条第一項ただし書（法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の条例で定める範囲は、次項から第六項までに定めるところによる。 2 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号。以下「令」という。）第五条第二項に規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設、同条第五項に規定する教養施設、同条第八項に規定する備蓄倉庫その他都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号。以下「省令」という。）第一条の二で定める災害応急対策に必要な施設である建築物（第四項に掲げる建築物を除く。）を設ける場合は、公園の敷地面積の百分の十（次項に規定する建築物に係る建築面積の敷地面積に対する割合を含む。）を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。 3 法第五条の七第一項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第五条の二第一項に規定する公募対象公園施設である建築物（前項及び次項から第六項までに規定する建築物を除く。）を設ける場合は、公園の敷地面積の百分の十（前項に規定する建築物に係る建築面積の敷地面積に対する割合を含む。）を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。	（公園施設の建築面積の基準の特例） 第三条の六 法第四条第一項ただし書 の条例で定める範囲は、次項から第五項までに定めるところによる。 2 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号。以下「令」という。）第五条第二項に規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設、同条第五項に規定する教養施設、同条第八項に規定する備蓄倉庫その他都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号。以下「省令」という。）第一条の二で定める災害応急対策に必要な施設である建築物（次項に掲げる建築物を除く。）を設ける場合は、公園の敷地面積の百分の十 を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

新	旧
4 第二項に規定する休養施設又は教養施設である建築物のうち次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合は、公園の敷地面積の百分の二十（前二項に規定する建築物に係る建築面積の敷地面積に対する割合を含む。）を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。 一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして省令第一条の三で定める建築物 二 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された建築物 三 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十二条第一項の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物 5 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として省令第二条で定めるものを設ける場合は、公園の敷地面積の百分の十を限度として前条又は前三項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。 6 仮設公園施設（三月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、第二項及び前二項に規定する建築物を除く。）を設ける場合は、公園の敷地面積の百分の二を限度として前条又は第二項から前項までの規定により認められる建築面	3 前項に規定する休養施設又は教養施設である建築物のうち次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合は、公園の敷地面積の百分の二十（同項に規定する建築物に係る建築面積の敷地面積に対する割合を含む。）を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。 一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして省令第一条の三で定める建築物 二 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された建築物 三 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十二条第一項の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物 4 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として省令第二条で定めるものを設ける場合は、公園の敷地面積の百分の十を限度として前条及び前二項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。 5 仮設公園施設（三月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前三項に規定する建築物を除く。）を設ける場合は、公園の敷地面積の百分の二を限度として前条及び前三項の規定により認められる建築面

新	積を超えることができるものとする。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。
旧	積を超えることができるものとする。